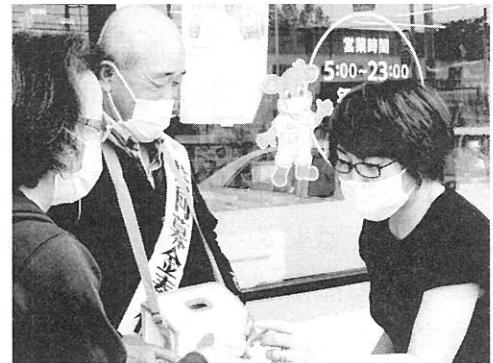


〒098-1206 上川郡下川町幸町 40 番地 1 下川町総合福祉センター内 Tel 01655-4-3123



地域の福祉、 みんなで参加

今年の	赤い羽根共同募金	95万円
目標額	歳末たすけあい募金	30万円



社会福祉協議会に善意のご寄付ありがとうございます。

寄付者のご芳名は、町広報「しもかわ」に掲載させていただきます

(令和2年10月15日現在 一般寄付 26件 62万円)

社協だよりは、共同募金の配分金を受けて発行されています。

10月1日から

赤い羽根共同募金が始まりました！！

運動期間 10月1日から12月31日まで

令和2年10月1日より、今年も全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。

今年度の赤い羽根共同募金運動は、コロナ禍においても「つながりをたやさない社会づくり」を目指して展開され、寄せられた寄付金は、地域の様々な福祉活動やボランティア活動の普及・振興、ハンディキャップをもった方々の自立支援だけではなく、新型コロナウイルス感染下での福祉活動、豪雨災害の被災者支援活動に役立てられますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、10月1日に行いました街頭募金では、新型コロナウイルス感染症予防のため、少人数での実施となり、谷町長にご協力いただきました。

谷町長をはじめ、ご協力いただきました商店の皆様、街頭募金にご協力いただきました皆様、ありがとうございました。



共同募金のさまざまな募金方法

- ・戸別募金 … 公区(各家庭)にご協力をお願いする募金
- ・法人募金 … 法人の社会貢献活動の一環として実施される募金
- ・職域募金 … 企業等で働いている職員の皆さんが行う募金
- ・街頭募金 … ボランティア等が街頭に立って呼びかける募金
- ・その他の募金 … 学校において児童・生徒に呼びかける学校募金

イベントを実施してその場で寄付をお願いする興行募金など

歳末たすけあい運動

支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるよう実施している運動です。今年は、新型コロナウイルス禍という困難な時期での運動となりますが、皆様の温かいご協力をお願いいたします。

12月1日より、歳末たすけあい運動が始まります。歳末たすけあい運動は共同募金運動の1つで、新たな年を迎える時期に、誰もが孤立せず、



「下川町介護予防生活支援事業」

社会福祉協議会では、支援が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者

等に対し、配食サービスや外出支援サービス等の事業を提供し、住み慣れた町で引き続き安心して生活していくことを支援する事業を、下川町から委託を受けて実施しています。実施事業は以下のとおりです。

社会福祉協議会が実施している事業

事業名	事業内容
(1) 軽度生活支援事業	日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、訪問介護員を派遣し、家事及び相談等の日常生活上の支援を行う事業
(2) 除雪サービス事業	除雪することが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、生活道路、窓及び軒先の除雪等を行い、冬期間の生活の支援を行う事業
(3) 外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両により医療機関等に送迎を行う事業
(4) 配食サービス事業	調理することが困難な高齢者等に対し、定期的に居宅に訪問し食事を提供する事業
(5) 訪問サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、閉じこもり予防のため定期的に居宅に訪問し安否確認を行う事業
(6) 施設入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な要介護被保険者等に対して、施設において入浴サービスを行う事業
(7) 給食サービス事業	調理することが困難な高齢者等に対し、共生型住まいの場(ぬく森)において食事を提供する事業

※ サービスを受けるにあたり、対象者の要件や利用料金が発生するサービスがあります。まずは地域包括支援センター(電話5-1165)、または社会福祉協議会(電話4-3123)にご相談ください。

ふれあいの夕べ中止のお知らせ

令和2年12月4日に開催予定をしていました歳末たすけあい「ふれあいの夕べ」ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止することといたしました。

「ふれあいの夕べ」は歳末たすけあい運動の一環として、福祉団体関係者や町内の商店など、多くの皆様にご協力をいただき開催してきました。

楽しみにされていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

除雪サービス事業が始まります

社協では、この冬も町の「介護予防生活支援事業」の委託を受け、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は、高

齢者夫婦世帯で町内に居住する身内などによる支援がなく、自力での除雪が困難な世帯を対象に除雪サービスを実施します。希望される方は、役場保健福祉課(保健・介護グループ)、地区の民生委員児童委員、社協にご相談下さい。

- ・期 間 12月1日から翌年の3月31日まで。
- ・利 用 額 1世帯4,000円を最初に負担していただきます。
- ・利用回数 利用限度額(12,000円)の範囲内とします。
利用限度額を超えた場合は利用者(皆さん)の負担となり、直接利用業者にお支払い願います。
- ・利用範囲 サービスの範囲は、玄関から公道までの除雪、ベランダの除雪及び住宅の軒先の氷落としといたします。
- ・利用業者 この事業により利用できる除雪業者は、社協に登録した次の業者に限ります。他の除雪業者は全額自己負担となります。



① 下川町高齢者事業団	☎4-4007
② 下川町維持管理環境事業協同組合	☎4-2114
③ 西村電気株式会社	☎4-2255
④ 下川運輸株式会社	☎4-2531
⑤ NP0法人地域おこし協力隊(一の橋地区)	☎6-2555
⑥ 味源(大西 功)	☎4-2763
⑦ 小柳敏明(緑町)	☎4-2025
⑧ 藤原隆雄(旭町)	☎4-2366
⑨ 布施 昇(南町)	☎4-2832



下川町老人クラブ連合会

令和2年度の芸能発表会は、新型コロナウイルス感染症が終息に至っていない状況を踏まえ、中止とすることといたしました。開催を心待ちにされていた皆様には申し訳ございませんがご理解いただきますようお願いいたします。

また、各老人クラブでは感染症対策に十分留意し、健康づくり、仲間づくり、生きがいくくりや奉仕活動等に取り組んでいます。活動内容や加入等のお問い合わせは各老人クラブにお問い合わせください。



(下川町中央老人クラブ会長 蓑谷 春之・上名寄老人クラブ会長 宇佐美 千鶴子)